

患者様へのお願い

一般名処方と長期収載品の選定療養について

【一般名処方について】

当院では、後発医薬品の使用を積極的に進めるとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方[※]を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

【長期収載品の選定療養について】

令和6年度診療報酬改定により、令和6年10月から長期収載品(後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある先発医薬品)の選定療養の制度が始まります。

患者さんの希望で長期収載品を選んだ場合に、選定療養費(特別の料金)として薬価の差額4分の1に相当する金額を患者さんにご負担いただく制度となっております。

なお、ご不明な点などがありましたらお気軽にご相談ください。ご理解、ご協力をお願いいたします。